

総論

私立学校在学する学生生徒などの割合は、大学・短大で約7割、高等学校で約3割、幼稚園で約9割、専修学校・各種学校で9割以上となっています。また、グローバルな知識基盤社会の中で、各私立学校には多様化する国民のニーズ（需要）に応じた特色ある教育研究の推進が求められており、それぞれの建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開しています。

文部科学省は、「第3期教育振興基本計画」において「私立学校の教育研究基盤の強化」を施策群の一つとして掲げるなど、私立学校の振興を重要な政策課題として位置づけています。具体的には、私立学校の教育研究条件の維持向上と在学する学生生徒などの修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、①学校法人制度の改善、②教職員の人件費や教育研究に係る経費などの経常費や施設整備費に対する補助、③日本私立学校振興・共済事業団による貸付け、④税制措置、⑤学校法人に対する経営支援、をはじめとする振興方策を講じて一層の充実に努めています。

各私立学校には、それぞれの自助努力によって経営基盤の維持・強化を進め、教育研究内容や財務状況に関する情報公開を積極的に行いつつ、国民の要請に応える個性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されています。

第1節

学校法人制度の改善

学校法人制度について定める私立学校法は、私立学校の運営の自主性を重視するとともに、幅広い意見の反映を通じた公共性の高揚を目的とするものです。これまで、累次の私立学校法改正により、時代の要請に合わせてガバナンスの強化が図られてきたところであり、令和元年度には、監事機能の強化や情報公開の充実等に資する制度改正を行いました。

その一方で、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）等により、不祥事防止のより実効性のある措置や、他の公益法人と同等のガバナンスを発揮するための改革の検討が求められており、有識者会議等において、更なる改革に向けた審議を重ねてきました。令和4年3月には、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会に設置された学校法人制度改革特別委員会において、議論の取りまとめが行われたところです。この取りまとめも踏まえ、文部科学省においては、理事会・評議員会等の各機関の権限を明確に整理し、建設的な協働と相互けん制の確立等を目指した「私立学校法改正法案骨子」を策定・公表し、私立学校法の改正に向けた準備を進めています。

引き続き、我が国の公教育を支える私立学校が社会の信頼と支援を得て一層発展していくことができるよう、学校法人の沿革や多様性にも配慮しつつ、かつ、社会の要請にも応え得る、実効性ある改革を推進していきます。

第2節 私立学校に対する助成

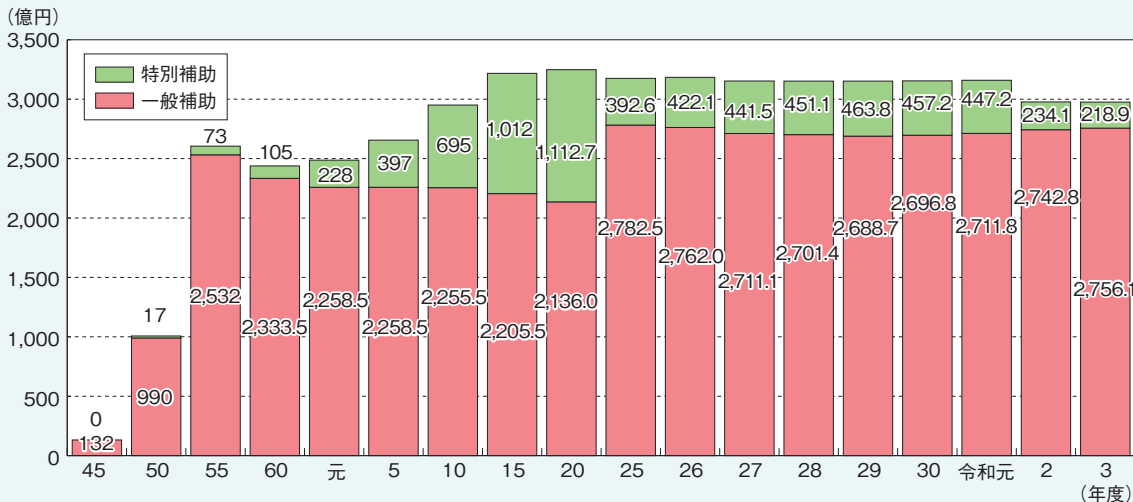
1 私立大学等に対する助成

文部科学省は、昭和50年に制定された「私立学校振興助成法」の趣旨に基づき、①教育条件の維持及び向上、②学生等の修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上を目的として、私立の大学、短期大学、高等専門学校における教育研究に必要な経常的経費（教職員の給与費、教育研究経費など）に対して補助を行っています。令和3年度予算では、約2,975億円を計上しています。この補助には、大きく分けて「一般補助」と「特別補助」があり、令和3年度は一般補助の割合を約93%としています。

図表 2-6-1 私立大学等経常費補助金予算額の推移

単位：億円

年度	昭和45	50	55	60	平成元	5	10	15	20	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
一般補助	132	990	2,532	2,333.5	2,258.5	2,258.5	2,255.5	2,205.5	2,136.0	2,782.5	2,762.0	2,711.1	2,701.4	2,688.7	2,696.8	2,711.8	2,742.8	2,756.1
特別補助	0	17	73	105	228	397	695	1,012	1,112.7	392.6	422.1	441.5	451.1	463.8	457.2	447.2	234.1	218.9
合計	132	1,007	2,605	2,438.5	2,486.5	2,655.5	2,950.5	3,217.5	3,248.7	3,175.2	3,184.0	3,152.5	3,152.5	3,152.5	3,154.0	3,159.0	2,976.9	2,975.0



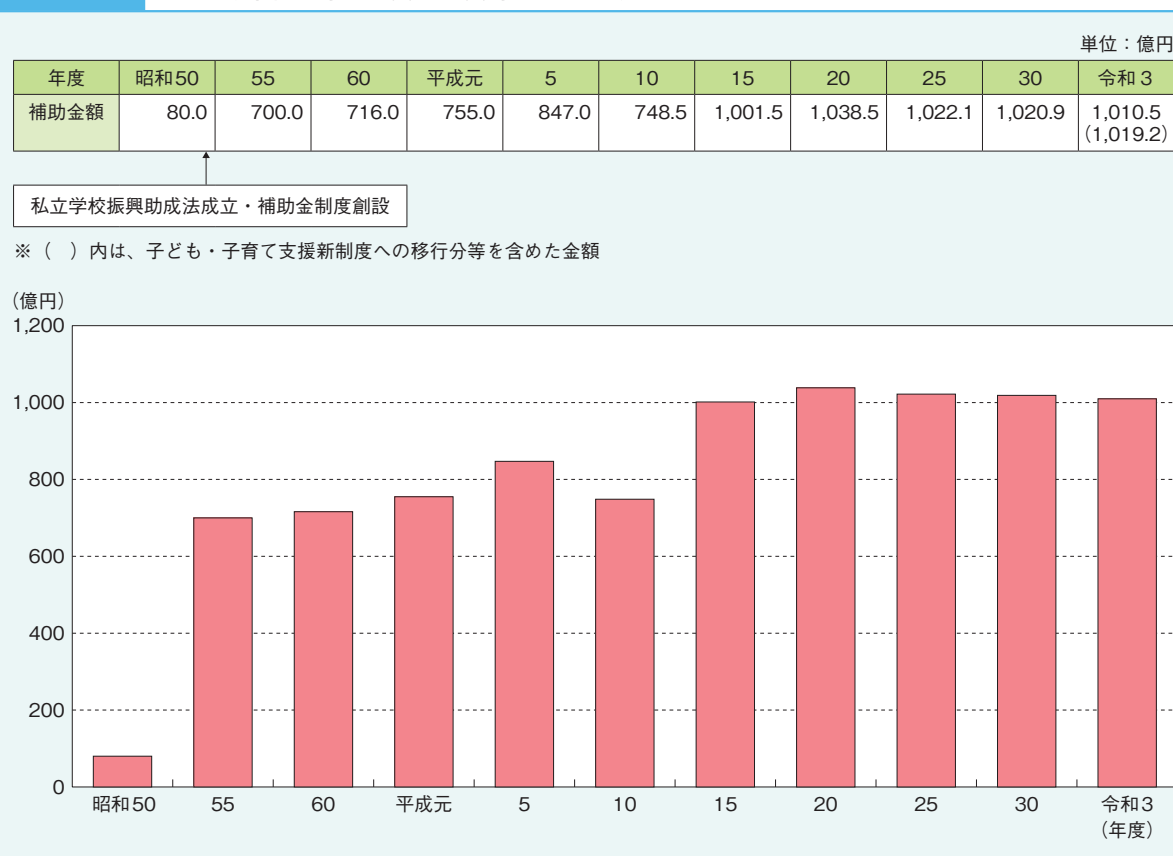
一般補助の配分に当たっては、①教育条件、②財政状況、③情報公開、④教育の質の客観的な指標に基づき補助金額を増減し、効果的・効率的な配分を行っています。

特別補助は、自らの特色を生かして改革に取り組む大学等を重点的に支援することとし、令和3年度には、特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」や、大学院生、優秀な若手・女性研究者、子育て世代の研究者の支援などを行っています。

2 私立高等学校等に対する助成

私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園などの運営のために必要となる経常的経費については、都道府県が助成しています。文部科学省は、初等中等教育の全国的水準の維持向上のため、都道府県が行う助成に対して国庫補助を行っています。また、都道府県に対して地方財政措置が講じられています。

図表 2-6-2 私立高等学校等経常費助成費等補助の推移



令和3年度予算では、約1,010億円の国庫補助金を措置するとともに、地方交付税措置の充実が図られています。

国庫補助金では、ICTを活用した教育の推進や外部人材の活用などを進める学校への支援拡充、私立幼稚園における特別な支援が必要な幼児の受入れや預かり保育への支援など、私立学校の特色ある取組を支援しています。

3 私立学校の施設・設備等の整備に対する助成

私立学校の施設・設備等の整備に対しても補助を行っています。具体的には、学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業や、防災機能強化を更に促進するための非構造部材の落下防止対策等の整備のほか、教育・研究に必要な装置・設備の整備、私立高等学校等におけるICT環境の整備などに対する補助を行っており、令和3年度予算では約92億円、令和3年度補正予算においても約93億円を計上するとともに、私立高等学校等の情報機器の整備への支援として約9億円を計上しました。

また、私立学校施設の耐震化を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団からの融資を受けて実施される私立学校の耐震改築・改修事業や私立大学病院の建て替え整備事業等について利子助成を行っています。令和3年度予算では約8億円を計上しています。

4 私立専修学校に対する助成

文部科学省は、専修学校がその柔軟な制度の下で、社会の多様なニーズに対応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として発展していくため、様々な施策を実施しています。

具体的には、教育装置・情報処理関係設備の整備、学校施設や非構造部材の耐震化工事等、専修学校における教育環境の充実や安全・安心な学校施設の整備に要する経費の一部を

補助しています。また、専修学校教員の資質向上を図るため、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が行う教員研修事業等に要する経費の一部を補助しています。さらに、専修学校等が産業界等と協働して、産業界の人材ニーズに対応した専門人材養成をするための教育プログラムの開発・実証等を委託するなど、専修学校教育の一層の振興を図っています。

第3節 その他の私立学校振興方策の充実

1 日本私立学校振興・共済事業団の事業

日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実・向上と経営の安定を図るための助成業務、私立学校を設置する学校法人に対する経営等に関する相談業務、及び私立学校教職員の福利厚生を図るための共済業務を総合的に行っています。

具体的には、私立学校振興のための助成業務として、文部科学省から私立大学等経常費補助金^{*1}の交付を受け、私立大学等を設置している学校法人に交付しています。令和3年度は約2,975億円を交付しています。

さらに、私立学校の施設・設備の整備などに必要な資金について、長期・低利の有利な条件で学校法人への貸付けを実施しています。特に耐震改築事業及び耐震改修事業に対しては、文部科学省からの利子助成（私立学校施設高度化推進事業費補助金^{*2}）により、実質的には通常の融資よりも有利な条件での融資を実施しています。

学校法人に対する経営等に関する相談業務としては、私立学校の教育条件や経営に関する情報の収集を行うとともに、学校法人等の依頼に応じて経営相談を実施しています。この業務の一環として、理事長・学長等を対象とした「私学リーダーズセミナー」や将来学校運営の中核を担う若手職員を対象とした「私学スタッフセミナー」を開催しているほか、「専門家人材バンク」を設けて専門知識を有する人材を派遣しています。

また、私立学校教職員のための共済業務を実施しています。具体的には、①私立学校教職員共済制度の加入者とその家族の病気・けが・出産・死亡又は災害などに対して給付を行う短期給付事業、②加入者の老齢・退職・障害又は死亡に対して年金の給付を行う厚生年金保険給付事業及び退職等年金給付事業、③加入者の病気の予防等に係る健診事業、病院や宿泊施設の運営、加入者を対象とした資金の貸付けや、貯金の受入れなどを行う福祉事業を実施しています。

2 私立学校を設置する学校法人に関する税制上の措置

私立学校を設置する学校法人については、私立学校における教育の振興や学校法人の公益性の観点から、収益事業を行う場合を除いて法人税・事業税等が非課税とされています。また、収益事業から生ずる所得についても、法人税には軽減税率が適用されています。さらに、学校法人が自ら直接保育又は教育のために使用する不動産に関しては、不動産取得税・固定資産税・登録免許税が非課税とされているほか、一定の要件を満たした学校法人に対して寄附を行う場合について、所得税の控除が適用されるなど、様々な税制優遇措置が設けられています。

*1 参照：第2部第6章第2節 1

*2 参照：第2部第6章第2節 3

図表 2-6-3 学校法人に係る税制の概要

学校法人に係る税制の概要				
学校法人に係る税制				
国税	法人税	(1)課税対象 ●教育研究事業 → 非課税 ●収益事業 → 課税 軽減税率19%〔普通法人：税率23.2%〕※1 (2)みなし寄附金の特例 (収益事業所得の教育研究事業への支出) ①所得金額の50%、②年200万円のいずれが多い金額まで損金算入可能 (3)収益事業の適用除外 私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等の場合に適用除外		
	その他の税目	非課税 所得税（利子、配当等） 登録免許税（目的外不動産の取得登記を除く） 印紙税（無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等にかかるもの）※2		
地方税	非課税 住民税、事業税、事業所税（収益事業に係るものを除く） 不動産所得税、固定資産税、都市計画税（目的外不動産等を除く）			
※1 年800万円以下の部分については15%（令和5年3月31日までに開始する事業年度に限る） ※2 令和4年3月31日までの時限措置であったが、令和7年3月31日まで延長				
学校法人への寄附に係る税制優遇				
学校法人に直接の寄附	国税 ※3	個人からの寄附	税額控除対象法人 【税額控除額】（平成23年度改正） （寄附金額－2千円）×40% ※所得税額の25%が限度額	法人からの寄附 【損金算入限度額】 （資本金等の額×0.25%＋当該年度所得×2.5%）×1/4 [一般] ＋ （資本金等の額×0.375%＋当該年度所得×6.25%）×1/2 [特例]
		特定公益増進法人	【所得控除額】 寄附金額－2千円 ※総所得の40%が上限 ★	【損金算入限度額】 （資本金等の額×0.25%＋当該年度所得×2.5%）×1/4 [一般] ＋ （資本金等の額×0.375%＋当該年度所得×6.25%）×1/2 [特例]
	地方税	地方自治体の条例により指定された寄附金 【税額控除額】 （寄附金額－2千円）×10% ※総所得の30%が上限 ★	（該当なし）	
	日本私立学校振興・共済事業団を経由した寄附（受配者指定寄附金）		国税、地方税それぞれ★と同様※4	寄附金全額の損金算入が可能
※3 両方の証明を受けている法人に寄附を行う場合、寄附者がいずれか一方を選択可能 ※4 個人からの寄附は原則として取り扱っていない				

また、最近の税制改正においても、私立学校関係の様々な税制措置が認められてきたところであり、令和4年度税制改正では、学校法人を含む団体等が行う奨学金貸与事業（特定の学資としての資金の貸付け）に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置について、適用期限を3年延長することが認められました（7年3月31日まで）。

図表 2-6-4 学校法人に係る最近の税制改正の経緯

平成23年度	・一定の要件を満たした学校法人等に個人が寄附をした場合の 税額控除の導入
平成27年度 平成28年度	・学校法人の定員・事業規模に応じ、 税額控除の対象法人となるための要件を緩和 （定員について平成27年度～、事業規模について平成28年度～）
平成29年度	・私立大学が行う受託研究の 受託研究収入の非課税措置の拡充
平成29年度 平成30年度	・現物寄附への みなし譲渡所得税の非課税化に係る国税庁長官の承認手続きを簡素化する特例等について、適用対象を拡大 （知事所轄法人について平成29年度～、株式への拡充・特定買換資産の創設について平成30年度～）
平成31年度 令和3年度	・直系尊属から子・孫に対する教育資金の一括贈与について、 受贈者の年齢制限を、在学中であることを条件に30歳から40歳まで引き上げ ・令和3年に上記非課税措置の適用期限を2年間延長 【平成25年4月1日～令和5年3月31日】
令和4年度	・学校法人を含む団体等が行う奨学金貸与事業（特定の学資としての資金の貸付け）に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置について、 適用期限を3年延長 （令和7年3月31日まで）

各学校法人においては、これらの税制措置を積極的に活用して経営基盤の強化を図り、魅力ある教育研究を進めることが期待されているところ、文部科学省としても、これらの制度の一層の定着を図るとともに、その活用を促していきます。

3 学校法人に対する経営支援

日本私立学校振興・共済事業団の調べによる令和3年度における入学定員の充足状況を見ると、入学定員の8割を満たしている私立大学は512校（85.8%）、私立短期大学は141校（49.3%）であり、入学者が入学定員の半分未満である私立大学は7校（1.2%）、私立短期大学は14校（4.9%）となっています。また、令和2年度決算において、学納金、寄附金などの自己収入から人件費、教育研究経費などの支出を差し引いたものがマイナスの学校法人（大学を持つ学校法人）は34.6%となっています。

18歳人口の減少等、学校法人を取り巻く経営環境は全体として厳しい状況が続いており、各学校法人には、経営基盤の安定のための努力を積極的に行っていくことが求められています。

文部科学省は、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人運営調査委員による調査を実施し、必要な指導・助言を行っています。また、経営が悪化傾向にある学校法人に対しては、個別に指導・助言を行い、日本私立学校振興・共済事業団と連携の上、学校法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、著しく経営困難な学校法人に対しては、撤退を含む早期の経営判断を促す指導を実施することとするなど、経営改善に向けた指導の充実を図っています。

また、学校法人がその自主性及び公共性を十分に発揮できるよう、学校法人の監事を対象とした研修会や、事務局長等を対象とした協議会を開催しています。